

# 学生処分規程

第1条 この規程は、玉川大学学則第36条及び第37条及び玉川大学大学院学則第34条に基づき、懲戒の基準について本規程を定める。

第2条 玉川大学学生が下記の行為を行ったときは、玉川大学学則第36条及び第37条及び玉川大学大学院学則第34条に該当するものとして同条に定める譴責、停学又は退学に処する。ただし、第8号の場合は退学処分とする。

- (1) 学生生活規程に違反し反省がないとき
- (2) 授業妨害、試験妨害及びその他重要業務の妨害
- (3) 試験における不正な行為
- (4) 構内施設、設備の毀損、破壊、奪取
- (5) 玉川大学の公示、掲示の破損、破棄
- (6) 玉川大学関係者に対する暴力的行為及び威嚇的行為
- (7) SNS (Social Networking Service) をはじめとするインターネット上への非常識な画像・文章等の公開
- (8) 以下の刑事上の罪等を犯し当該学生も認めているとき、又は刑事上の処分が確定したとき
  - ア 飲酒運転、無免許運転等悪質な運転による人身事故
  - イ 薬物犯罪 (大麻、薬、あへん、覚せい剤等の所持、使用、売買又はその仲介)
  - ウ 悪質なストーカー犯罪

エ わいせつ犯罪 (痴漢、のぞき、強制わいせつ、青少年保護条例等違反、盗撮、セクハラ)

オ 凶悪犯罪 (殺人、強盗、強姦、放火等)

カ 窃盗罪 (空き巣、万引き、自転車泥棒等)

キ 情報ネットワークへの不正アクセス

ク 知的財産を喪失させる行為

(9) 学生の本分に反したとき

(10) 著しく玉川大学の名誉を傷つけたとき

(11) 譴責が重なり改善がみられないとき

2 学部長又は研究科長は前項の行為を行った学生に対して、玉川大学学則第36条及び第37条及び玉川大学大学院学則第34条の処分が決定するまでの間出校停止を命ずることができる。

第3条 学部長又は研究科長は第2条各号に該当する行為があったと認める時は、資料を収集し当該学生、保証人などから事情を聴取する機会を設けた後、処分委員を任命して審議し、処分案を作成する。

2 その処分が譴責に該当する場合は、学部長又は研究科長において処分する。

第4条 学長は前条の処分案が停学又は退学の場合は、当該教授会又は当該研究科会に諮りその議決を経た後、懲戒処分の決定を行う。

第5条 学部長又は研究科長は処分内容を学生に通知する。処分内容は学部に掲示する。

第6条 本規程に係る事務主管は、学生センターが行う。